

「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係る検討会」委員募集要項

1 趣旨

措置入院解除後のフォローアップ及び警察等関係機関との情報共有のあり方について、県独自のマニュアルを作成するにあたり、広く意見を伺うため、検討会の委員を公募します。

2 鳥取県措置入院解除後の支援体制に係る検討会

(1) 目的

神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」に刃物を持った元従業員の男が侵入し、19人が死亡、27人が重軽傷を負う事件が発生し、容疑者が精神科病院に措置入院した経験があり、措置入院解除後の犯行であったため、措置入院解除後のフォロー体制について問題視されている。現在、措置入院解除後のフォロー体制について、定められた法律や制度はなく、国で「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」を立ち上げ、「措置入院解除後のフォローアップ」等について検討しているところである。

鳥取県においても、「措置入院解除後のフォローアップ」及び「警察等関係機関との情報共有のあり方」について検討を行い、県独自のマニュアルを作成する。

(2) 委員構成

15名以内（公募委員1名を含む。）

(3) 開催予定

3回（平日に県庁（鳥取市東町）で開催予定）

(4) 任期

任命日から平成29年3月31日（金）まで

3 募集内容

(1) 募集人数

1名

(2) 応募資格

次のアからキまでの要件の全てを満たす方

ア 県内に住所地を有する方

イ 就任時点で満18歳以上の方であること（未成年の場合、保護者等の同意があること）

ウ 精神障がいの当事者、その家族又は精神保健福祉分野に関する知識や経験を有し、会議において積極的に発言する意欲のある方

エ 年3回程度、県庁（鳥取市東町）で平日昼間に開催する会議に出席できる方

オ 県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない方

カ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと

キ 県議会議員及び県職員でないこと

(3) 応募方法

別添の様式に、住所、氏名、生年月日（年齢）、性別、連絡先、職業又は勤務先、応募資格の確認、応募動機を記載して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

(4) 委員の選考

応募資格を満たす方の中から、提出された書類内容に基づき書面審査（精神障がいの当事者である旨又は精神保健福祉分野に関する知識や経験、委員就任への意欲等）を行い決定します。なお、書面審査によって決定し難い場合は、面接審査を行います。その場合は別途通知を行います。また、委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

(5) 応募期間

平成28年10月25日（火）～同年11月7日（月）必着

(6) その他

ア 応募書類は委員の決定のみを目的として使用し、それ以外には使用しません。

イ 応募書類は返却しません。

ウ 委員会出席に係る報酬と旅費を支給します。

4 応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県福祉保健部障がい福祉課精神保健担当

電話：0857-26-7862 ファクシミリ：0857-26-8136

電子メール：syougai-fukushi@pref.tottori.jp 担当：南家